

## 令和2年第13回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日（金）  
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

|      |      |        |      |       |      |       |  |  |
|------|------|--------|------|-------|------|-------|--|--|
| 会 長  | 1 番  | 岩崎 信一郎 |      |       |      |       |  |  |
| 会長代理 | 2 番  | 松本 千代治 |      |       |      |       |  |  |
| 委 員  | 3 番  | 山口 隆   | 4 番  | 谷脇 文弘 | 5 番  | 松崎 常俊 |  |  |
|      | 6 番  | 津口 祐二  | 7 番  | 岸本 六郎 | 8 番  | 白石 幸憲 |  |  |
|      | 9 番  | 福田 務   | 10 番 | 葉山 諭  | 11 番 | 瀬川 洋子 |  |  |
|      | 12 番 | 浦口 大輔  | 14 番 | 朝長 久夫 | 15 番 | 宮崎 壽治 |  |  |
|      | 16 番 | 水嶋 政明  | 17 番 | 葉山 静子 | 19 番 | 田中 初治 |  |  |
5. 欠席委員（2人）

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 3 番 | 辻尾 政幸 | 1 8 番 | 知念 近海 |
|-------|-------|-------|-------|
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第60号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第61号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について  
議案第62号 非農地通知の対象とするものの決定について
  - 報告事項 転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要  
事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第13回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、16番：水嶋委員、17番：葉山静子委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町七釜郷字中赤ハゲの畑1筆・計30㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、相続登記により、共有名義になっていた申請物件について、所有権移転手続きを行うもの。許可後、直ちに持ち分30分の6を贈与により所有権移転登記をおこなうとなっています。権利種別は所有権移転・贈与となっています。相続登記により譲り受け人と譲り渡し人との共有名義となった物件について、持ち分すべてを譲り受け人に贈与するため、今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁および3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から申請地まで約1kmで、車で約5分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長　　それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

5 番　　1番について、先日、地区担当の推進委員と私と、それと譲り受け人とそのおじと現地を確認しました。5頁の黄色で塗られた部分が対

象地で、ここは隣接した畑と一枚になっています。農道ができたときにそこを一枚にしたということで、詳しく知っているおじにも立ち会ってもらい協議をしました。特に問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今議案第 58 号の 1 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」を説明いたします。資料は 7 頁となります。物件は大瀬戸町雪浦上郷字莊司平の田 1 筆・計 563 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、財産処分を検討してした譲り渡し人と譲り受け人の合意が整い所有権移転の申請手続きを行う。許可あり次第、売買により、所有権を移転する。となっています。権利種別は所有権移転・売買となっています。相続により名義人となった申請物件について、大瀬戸に在住していないため財産処分を検討していた譲り渡し人の物件を譲り受け人が買い取ることで合意に達したため、今回の申請に至ったと聞いております。  
農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてははすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁および 8 頁から 11 頁までで、1 頁に位置図、8 頁に付近状況図、9 頁に現況写真、10 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から申請地まで約 1 km で、車で約 5 分のところに申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番            2番について、先日地区担当の推進委員と2人で現場確認に行ってきた。11頁の航空写真を見て下さい。申請地は、雪浦川の上流に上ったところで、左側に川があります。その右のほうが申請地になっていて、ここはちょうど山際になっているので少し日照不足かなあと感じました。この川は真っすぐ上ればつがねの滝にぶつかる川です。水もきれいなところですが、しかし水害があれば、土砂などが流れてくるような田んぼで、この前の台風のときにも、土砂が結構入り込んだと聞いております。譲り受け人は兼業農家で、水田を2～3反耕作しています。それに後継者も出来まして、今から農業をばりばりやっているとしますので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長            ただ今議案第58号の2番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局           議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明します。

                  資料は13頁になります。物件の所在は、西海町丹納郷字下風早の畑・計2筆・480㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「車両等事業用資材置場」と「譲り受け人が経営する自動車整備工場の車両置場、事業用資材置場として利用するため」となっています。権利種別は所有権移転売買となっています。構築物等は設置しない内容となっています。添付資料は、12頁および14頁から19頁までで、12頁に位置図、14頁に付近状況図、15頁に現況写真、

16 頁に字図、17 頁に航空写真を添付しています。18 頁に被害防除計画書、19 頁に土地利用計画図を添付しています。18 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.33m 最低 0 m、切土を行う最高 0.58m 最低 0 m。被害防除措置、被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、本件土地は水路に接しており、雨水はこの水路に放流し的確に処理できるので問題はありません。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、構築物等設けないため、特に問題はない、申請地の周囲は公道と住宅に囲まれ、宅地化が進んでおり、周辺農地に被害を及ぼすことはないと考えております。工期は許可日から 6 カ月を予定しています。申請地は市道に面し、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番            1 番について、先日地区担当の推進委員と申請地を見て来ました。周辺の農地に被害を及ぼすことはないと考えています。水路が南側にあり、排水の問題もないと考えられます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第 59 号の 1 番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。

5 番            事務局にちょっとお聞きします。ここはミカン畑とかいっぱい周りにありますけど、土地改良区からは除外されているのでしょうか。この申請されたところが、土地改良区内で配管とか水とか来る事になっていたら、一応土地改良区にも話を通したほうが良いかと思えます。除外されていれば別に大丈夫ですけど、入ってればちょっと問題があるのかなと思って、一応お聞きします。

                  私は、土地改良区の役員もしています。年間で賦課金を会費としてもらう訳で、土地改良区に入っていればこの部分は面積に応じて賦課金を減らさなければなりません。そこら辺の兼ね合いも出てくる訳で。別にもう除外してあげればいいのですが、もしここが入っていればと思って確認をしてもらいたいと思います。

事務局            西海町土地改良区のほうに確認をしたところ、ここは土地改良区の

中に入っていないというふうなことで回答いただきましたので、ご報告いたします。

議 長           ほかに、何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長           次に 2 番について、事務局より説明を求めます。

事務局           2 番を説明します。資料は 20 頁になります。物件の所在は、西彼町小迎郷字上珍古原の畑・計 1 筆・1,292 m<sup>2</sup>の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「建設資材置場」と「現在の資材置き場が業務拡大により手狭となり、さらに業務区域の拡大により、流通経路の利便性が非常に重要となり小迎地区に増設したい。」となっています。権利種別は所有権移転売買となっています。構築物はフェンスを予定しています。添付資料は、12 頁および 21 頁から 26 頁までで、12 頁に位置図、21 頁に付近状況図、22 頁に現況写真で西海市西海町となっていますが西彼町の誤りです。23 頁に字図、24 頁に航空写真を添付しています。25 頁に被害防除計画書、26 頁に土地利用計画図を添付しています。25 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、一部法面に土留め工事を施工する。周辺農地よりも低く、特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。工期は記載していませんが許可日から令和 3 年 5 月 31 日を予定しています。申請地は市道に接し宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番

2番について、先日地区担当の推進委員と、現地の確認を行いました。申請者は、大瀬戸町で建設業を営んでおられる法人です。仕事の関係上、西海橋を越えるような仕事も多いとのことで、小迎地区のほうで、資材置場を確保したいということでした。そういった関係から、知人の譲り渡し人から土地を売買で確保し、申請したいというのを聞いています。24頁の航空写真を見てください。ちょうどナフコの裏側になるようなところで、赤枠で囲んでいるところが申請地です。この左上と、それから下のほうに樹園地があります。左上のほうが3～4mほど申請地よりも高くなっており、逆に下のほうは1mぐらい低いような状況です。周辺の農地に関しては、日照、通風などには、影響は余りないと確認をしています。

それと、排水関係については、ここは資材置場ということで、建物はないので、自然流水で十分でないかと思えます。それと、水利組合関係の配管がこの辺は非常に密に入っています。譲り渡し人がこの水利組合に加入をされており、一部に配管がかかっていますが、譲り受け人が今後会員として引き継いでいくということなので、問題ないと思えます。よろしくお願ひします。以上です。

議長

ただ今議案第59号の2番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長

ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、許可相当といたします。

議長

次に3番について、事務局より説明を求めます。

事務局

3番を説明します。資料は27頁になります。物件の所在は、西彼町鳥加郷字へゴノ崎の畑1筆、317㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。27頁の譲受人の住所の地番の後ろにA9-202が入ります。使用目的・権利内容は議案書記載のとおりで、「住宅建築用地」と「現在の自宅が手狭であるため、出身地である西彼町鳥加地区に自宅を新築したい。」となっています。権利種別は所有権移

転売買となっています。申請地について売買による所有権移転の合意に至ったため今回の申請となったと聞いております。添付資料は、12頁および28頁から35頁まで、12頁に位置図、28頁に付近状況図、29頁に現況写真で西海市西海町となっていますが西彼町の誤りです。30頁に字図、31頁に航空写真、32頁に被害防除計画書、32頁の転用事業者の住所の地番の後ろにA9-202が入ります。33頁に土地利用計画図、34頁に平面図、35頁に立面図を添付しております。32頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.8m、最低0m。被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除の措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、周辺農地よりも低く、特段被害を及ぼすおそれはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害のおそれがない理由として、建物の高さを加減する高さ5.1m程度、木造平家建とし、建物の高さを抑えることとされています。工期は許可日から令和3年5月31日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や里道や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

2番            3番について、先般地区担当の推進委員と事務局で現地確認をしました。譲り受け人は、サラリーマンで子供が3人おり、今の住宅では手狭なので、出身地に自宅を建てたいということで、この申請になっております。

                現地は、ここに書いてありますが盛土をするということです。今年の7月の大雨のときには、水に浸かってしまいました。家を建てるならある程度盛土をしないと大雨の時には浸水するというので、80cm盛土をするということです。現地が水に浸かるような場所ですので、盛土をしても、ほかには影響を及ぼさない程度の盛土だと思います。また、ここに家を建てても、周囲には作付けを行っている農地がありませんので、何ら影響はないものと思われれます。以上です。よろしくお願いします。

議長            ただ今議案第59号の3番について説明がありました。

                これより質疑に入ります。

                皆さんから何かご意見等ございませんか。

                《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 36 頁をお願いします。議案第 60 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

37 頁は農用地利用集積計画集計表です。合意解約 2 筆 2,289 m<sup>2</sup>、使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分 9 筆 10,640 m<sup>2</sup>が計上されています。

38 頁は利用集積の合意解約分で 1 者、2 筆、2,289 m<sup>2</sup>について計上されています。39 頁は県公社借入分の一括方式分で 5 者から賃貸借する 9 筆 10,640 m<sup>2</sup>について計上されています。2 番から 7 番の物件、6 筆は台帳面積の一部をそれぞれ貸借する内容となっています。40 頁・41 頁に一部借り入れする対象面積の資料として航空写真を添付しています。今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。一括方式の契約満了による再契約 1 筆と新規分 8 筆の合計 9 筆分の賃貸借契約分が今回の集積となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 60 号について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 61 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の 42 頁をお願いします。議案第 61 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっております。資料は 43 頁から 47 頁までです。先ほど 39 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 9 筆に対して、県農業振興公社から「3 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 2 筆、賃貸借「10 年」のもの 7 筆、計 9 筆について配分を行うもの合計 9 筆、10,640 m<sup>2</sup>の各筆明細が 44 頁に計上されています。

今回の 9 筆は西彼町下岳郷の法人の担い手の方に 1 筆、西海町黒口郷の担い手の方に 1 筆、西海町木場郷の担い手の方の方に 7 筆、計 9 筆を配分する内容となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。45 頁から 47 頁に借り手の経営状況を添付しています。43 頁は配分計画の合意解約の内訳となっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

1 6 番 1 番について、先日地区担当の推進委員と 2 人で確認に行ってきた。ここの借り手は農業法人で担当の方が責任を持って耕作されており、現在もタマネギをたくさんつくっています。継続して作っていただけのもとの確信をしまりました。どうか皆さんご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 2 番について、先日借り手の方に連絡して話を聞きました。この土地は、面高の方がもともと山か原野だったところを、ゆでぼし大根を作るということで、自分で開墾して開いた土地だったそうです。それが 2 年ほど前にその方が亡くなって、遊休農地化して原野化しつつあったので、貸してほしいということで、農林課を通してお願ひし、今回の申請になったということをお聞ひしました。山林化することが防げる

ので、良いことだと思いました。

それから3番から9番の借り手は、前推進委員の息子さんで、お父さんが借りていた土地を解約して、息子さんが借り直すってということで今回の申請になりました。何も問題はないと感じました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第61号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第61号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第62号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の48頁をお願いします。議案第62号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。

今回は通常分3件・36筆・23,221㎡と同意書分133件・551筆・451,646.85㎡の合計136件・587筆・474,867.85㎡について、審議を頂きたいと思います。

説明に入ります。資料48頁の通常分について、物件1番から14番の14筆は大島町の物件で資料は51頁から70頁です。申請者は大島町にお住いの方です。51頁に申請地位置図、52頁から54頁に付近近況図、55頁から58頁に対象地の現況写真、59頁から65頁に字図、66頁から70頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地の3番・4番・5番・8番・13番は、現場到達が困難な場所でしたが、特に支障はないと判断しました。

物件15番から35番の21筆は西海町水浦郷の物件で、資料は51頁および71頁から84頁です。申請者は西海町水浦郷にお住いの方で、相続関係物件です。51頁に申請地位置図、71頁に付近近況図、72頁から77頁に対象地の現況写真、78頁から82頁に字図、83頁・84頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。

赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、申請地 20 番から 32 番は現場到達が困難な場所でした。34 番は現場に到達できませんでしたが、それぞれ雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場および航空写真等で確認できる限り、特に支障はないと判断しました。

物件 36 番の 1 筆は大瀬戸町雪浦下郷の物件で資料は 51 頁および 85 頁から 88 頁です。申請者は長崎市葉山 1 丁目にお住いの方で、大瀬戸町に縁のある方です。51 頁に申請地位置図、85 頁に付近近況図、86 頁に対象地の現況写真、87 頁に字図、88 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所でしたが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 6 番            1 番から 14 番について、先日地区担当の推進委員と一緒に現場確認をしました。所有者に電話を掛けて時間の調整をしたんですが、都合がつかないということで、私たち二人で確認をしてきました。事務局が言うように、到達が困難な場所で、昔は車が通っていたような場所もあったのですが、もうほとんど人も通ってない状態で、荒れており、非農地にすることは問題ないと考えております。よろしく願いいたします。

1 9 番            15 番から 35 番について、先日現地を確認しました。所有者の方は 91 歳ということでしたが、対象地を案内してくれました。元気なおばあちゃんでした。しかし、子供さんは遠方にお勤めで、もう農業は継がないとのことです。航空写真を見ると分かるように、もうほとんどが山林化しています。もうどうにもならないという状況でしたので、やむを得ないかなと見てきました。以上です。

8 番            36 番について、先日地区担当の推進委員と現場確認に行ってきました。事務局が言うとおりに荒れていましたが、どうにか現場に辿り着くことが出来ました。結構竹が生えていて、イノシシの遊び場になっていて掘り返していました。そういうことで、原野というよりはほとんどが竹で山林化しており、非農地扱いしても問題はないと思います。よろしく願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 62 の 1 番から 36 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 62 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 36 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　次に議案第 62 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「同意書分」について、説明します。資料は別冊 1 頁から 28 頁をお願いします。今回、申請者の方は 133 件、551 筆、451, 646.85 m<sup>2</sup>となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、利用状況調査において、B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、11 月 2 日から 12 月 1 日までに受け付けた分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番から 545 番の 545 筆は西彼町の物件で、546 番から 551 番の 6 筆は大瀬戸町の物件で資料は 29 頁から 140 頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方々と大瀬戸町にお住まいの方です。

29 頁に管内図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図 1」から「配置図 7」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数 30 から 37 が資料の頁番号と連動しています。30 頁から 36 頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号が航空写真の番号と連動しています。37 頁から 140 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。例えば 1 頁の申請地「1 番」申請地番「66 番 1」の地図等の「西彼 1」について、30 頁の航空写真配置図の赤枠「1」と 37 頁の西彼町伊ノ浦郷 1 の航空写真の「No. 1」、「66-1」が、それぞれ連動しています。

対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な航空写真配置図の番号で対応している状況です。大字順に、西彼の北部から南部へ、大瀬戸町へと展開していく内容となっています。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 133 件、551 筆、451, 646.85 m<sup>2</sup>について審議をお願いします。当月分の累計として 28 頁の下段に計 587 筆、474, 867.85 m<sup>2</sup>を記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 62 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 551 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 62 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 551 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 　　次に報告事項に入ります。  
転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料は 141 頁から 147 頁となります。141 頁をお願いします。令和 2 年 12 月受付、農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。西海町七釜郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は九州電力送配電株式会社、長崎支店による架空地線張替え工事の分となります。申請地は西海町七釜郷字中赤ハゲの畑、計 3 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 746 m<sup>2</sup>のうち 150 m<sup>2</sup>を架空地線張替え工事の用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 1 月 10 日から同年 2 月 28 日を予定しています。関係資料は 142 頁から 147 頁までで、

142 頁に申請地位置図、143 頁に付近近況図、144 頁に現況写真、145 頁に字図、146 頁に航空写真、147 頁に平面図、機器配置図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長       ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長       ないようでしたら、ただ今報告があったとおりにご承知おきください。

議 長       以上で審議は全て終了しました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長       ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和3年1月25日(月) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室

代 理       これを持ちまして西海市農業委員会第13回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

令和2年12月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人